

大和市告示第162号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年8月28日

大和市長 大木 哲

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（補助事業）

第2条 補助事業は、別表第1に掲げる区分ごとに、それぞれ同表対象施設の欄に掲げる施設を運営する者（以下「事業者」という。）による事業とする。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業者が、補助事業の実施に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条の子どものための教育・保育給付を本市が認定した保護者に代わり支払を受け、若しくは国、本市その他公共団体から補助事業の実施に係る他の補助金等の交付を受け、又はこれらを受けることが見込まれている場合は、前項の規定により算出した経費から当該給付及び補助金等の額を除いた額を補助対象経費とする。

第4条を次のように改める。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表補助金額の欄に掲げる額とする。

第8条を次のように改める。

（補助金の請求等）

第8条 補助金の交付決定を受けた事業者が補助金の交付を受けようとするときは、保育所等運営費補助金交付金概算（精算）払請求書により市長に請求しなければならない。この場合において、市長は、正当な請求書を受領した日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

第9条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条—第4条関係）

補助金基準表

区分	対象施設	対象経費	補助金額	備考
特別経常費	民間保育所	民間保育所特別経常費補助金交付要綱の一部改正について（平成28年1月18日付け次育第688号神奈川県知事通知）別添民間保育所特別経常費補助金交付要綱（以下「経常要綱」という。）第2条の表に掲げる特別経常費	経常要綱に基づき算定される額	補助金額の算定は、当該年度の運営状況に基づいて行うものとする。
低年齢児受入対策緊急支援事業費	民間保育所及び認定こども園	保育緊急対策事業費補助金交付要綱等の一部改正について（平成29年3月29日付け次育第1026号神奈川県知事通知。以下「県通知」という。）別添保育緊急対策事業費補助金交付要綱（以下「緊急要綱」という。）第2条第1項第1号に掲げる低年齢児受入対策緊急支援事業に要する経費	県通知別添低年齢児受入対策緊急支援事業実施要領に基づき算定される額	
民間保育所健康管理体制強化事業費	民間保育所及び認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。）	緊急要綱第2条第1項第2号に掲げる民間保育所健康管理体制強化事業に要する経費	県通知別添民間保育所健康管理体制強化事業実施要領に基づき算定される額	

要保護児童保育所受入促進事業費		緊急要綱第2条第1項第3号に掲げる要保護児童保育所受入促進事業に要する経費	県通知別添要保護児童保育所受入促進事業実施要領に基づき算定される額
地域型保育事業連携対策緊急支援事業費	民間保育所、認定こども園及び幼稚園	緊急要綱第2条第1項第4号に掲げる地域型保育事業連携対策緊急支援事業に要する経費	県通知別添地域型保育事業連携対策緊急支援事業実施要領に基づき算定される額
延長保育事業費	民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等	神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱等の一部改正について（平成29年7月3日付け次育第245号神奈川県知事通知）別添神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「支援要綱」という。）第2条第2号に掲げる延長保育事業に要する経費	支援要綱別表に基づき算定される額（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者の属する世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯（以下「生活保護等世帯」という。）にあつては、当該生活保護等世帯に属する児童が利用した延長保育事業に係る利用者負担額のうち事業者が減免した額を加算した額）
実費徴収に係る補足給付を行う事業費	民間保育所等	支援要綱第2条第3号に掲げる実費徴収に係る補足給付を行う事業に要する経費	支援要綱別表に基づき算定される額

一時預かり事業費		支援要綱第2条第11号に掲げる一時預かり事業に要する経費	支援要綱別表に基づき算定される額（生活保護等世帯にあっては、当該生活保護等世帯に属する児童が利用した一時預かり事業に係る利用者負担額のうち事業者が減免した額を加算した額）	
保育士加配事業費	民間保育所及び認定こども園	<p>特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日付け府子本第571号内閣府子ども・子育て本部統括官・28文科発第727号文部科学省初等中等教育局長・雇児発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める基本分単価において充足すべき必要保育士数（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した国家戦略特別区域限定保育士（以下「区域限定保育士」という。）の数を含む。以下同じ。）又は必要保育教諭等の数（以下「国基準保育士等数」という。）を超えて、保育士、区域限定保育士又は保育教諭等（以下「保育</p>	<p>各月の初日に在籍する次に掲げる保育士等の数の合計に276,000円（各月の初日に在籍する児童の数に基づき認可された定員（以下「認可定員」という。）に満たず、各月の初日に在籍する保育士等の数が保育上必要とする保育士等の数を満たしているにもかかわらず、子ども・子育て支援法第42条第1項に規定する利用の要請に応じない場合は92,000円）を乗じて得た額</p> <p>(1) 1歳児（障がい児等の保育上特段の配慮又は支援が必要と市長が認める児童（以下「要配慮児童」という。）を除く。）4人につき保育士等1人の割合（市長が別に定める割合によることを認めた場合は、その割合）で算定した保育士等の数（1未満の端数があるときは、これを切り上げ</p>	補助金額の算定は、各月の初日における運営状況に基づいて行うものとする。

士等」という。)を雇用した場合における当該超えた数の保育士等の雇用に係る経費

る。)から国基準保育士等数を差し引いた数

(2) 3歳児(要配慮児童を除く。)20人につき保育士等1人の割合(市長が別に定める割合によることを認めた場合は、その割合)で算定した保育士等の数(1未満の端数があるときは、これを切り上げる。)から国基準保育士等数を差し引いた数

(3) 要配慮児童の保育を実施するために雇用したと市長が認める保育士等の数(保育の実施単位ごとに3人につき保育士等1人の割合(市長が別に定める割合によることを認めた場合は、その割合)で算定した数(1未満の端数があるときは、これを切り上げる。))

(4) 保育士等の勤務環境を改善するために雇用したと市長が認める保育士等の数(各月の初日に在籍する保育士等の数から国基準保育士等数及び第1号から第3号までの規定により算定した数を差し引いた数であって、利用定員が90人以下

			<p>の場合は1、90人を超える場合は2を上限とする。)</p> <p>(5) 地域の子育て支援を行うために雇用したと市長が認める保育士等の数(各月の初日に在籍する保育士等の数から国基準保育士等数及び第1号から第4号までの規定により算定した数を差し引いた数であって、1を上限とする。)</p>
特定年齢児受入促進事業費	民間保育所及び認定こども園	0歳児から3歳児までの受入促進を図るための保育士等の雇用に係る経費	<p>認可定員を超えて受け入れた各月の初日に在籍する次の各号に掲げる児童の数に当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額</p> <p>(1) 0歳児 7,600円</p> <p>(2) 1歳児 34,500円</p> <p>(3) 2歳児 7,600円</p> <p>(4) 3歳児 8,600円</p>
障がい児保育促進事業費	民間保育所及び認定こども園	集団保育が可能で日々通所できるものの保育上特別な支援が必要とされる児童の保育に要する経費	<p>3歳児から5歳児までの利用定員に100分の7を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り上げる。)から要配慮児童の数を差し引いた数に92,000円を乗じた額</p>

備考

- この表において、0歳児を4人以上を受け入れる民間保育所については、当分の間、当該民間保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなす。
- この表において、児童の年齢は、当該年度の初日の前日における満年齢で区分することとし、当該年度内は同一区分の児童とみなす。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。